日 調 連 発 第 7 3 号
令 和 6 年 6 月 5 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士電子証明書の有効期間満了に伴う手続について（お知らせ）

2014 年（平成 26 年）10 月 30 日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書（以下「電子証明書」という。）の発行を開始しております。同認証局が発行している電子証明書の有効期間は発行日から 5 年となっており、2019 年（令和元年）に発行した電子証明書は有効期間の満了を迎えることとなります。

つきましては、有効な電子証明書を保有している土地家屋調査士会員には、下記の要領により新しい電子証明書を発行する予定ですので、この旨お知らせします。

記

1　有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

現在有効な電子証明書の有効期間満了の約 3 か月前を目途として、土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。

引き続き、電子証明書を利用される場合は内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、当連合会へ返送願います。

2　電子証明書利用申込書類の審査

当連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は、当連合会から当該会員に連絡をしますが、審査に合格した会員につきましては、審査の状況を連絡することはありません。

3　発行時期

電子証明書有効期間満了の約 1 か月前を目途に発行手続を行いますが発行日を指定することはできませんので、ご了承ください。

また、2024 年 8 月末からの 4 か月間は、発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了の直前に電子証明書利用申込書類を返送されると有効期間内に電子証明書の発行ができない場合がありますので、電子証明書利用申込書類が届きましたら、早期に申し込まれるよ

うご協力をお願いします。

4　その他の留意事項

(1) 連合会ウェブサイトからの電子証明書利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

以上